

## § 124 契約、国外調達、及びその他の防衛役務

節		Page
124. 1	<a href="#">製造ライセンス契約及び技術援助契約</a>	1
124. 2	<a href="#">訓練及び軍事役務に対する適用除外</a>	1
124. 3	<a href="#">契約を推進するための技術資料の輸出</a>	3
124. 4	<a href="#">防衛取引管理部への署名済の契約書の預託</a>	3
124. 5	<a href="#">締結されなかった契約案</a>	3
124. 6	<a href="#">製造ライセンス契約及び技術援助契約の終結</a>	4
124. 7	<a href="#">すべての製造ライセンス契約及び技術援助契約で必要とする情報</a>	4
124. 8	<a href="#">製造ライセンス契約及び技術援助契約の双方で必要とする条項</a>	4
124. 9	<a href="#">製造ライセンス契約においてのみ要求される追加条項</a>	5
124. 10	<a href="#">非移転使用誓約書</a>	6
124. 11	<a href="#">武器輸出管理法の第36(d)に基づく連邦議会への証明</a>	6
124. 12	<a href="#">送付状で必要とされる情報</a>	7
124. 13	<a href="#">外国における米国人による調達（国外調達）</a>	8
124. 14	<a href="#">米国国外の倉庫又は流通拠点への輸出</a>	8
124. 15	<a href="#">カテゴリーXV：宇宙空間用の飛しょう体システム及び宇宙空間用の打上げ装置のもとに規制される防衛物品及び防衛役務に対する特別な輸出規制</a>	11
124. 16	[Reserved]	

典拠：Sec. 2, 38, and 71, Pub. L. 90—629, 90 Stat. 744 (22 U.S.C. 2752, 2778, 2797)；22 U.S.C. 2651a；  
22 U.S.C. 2776；Pub. L. 105—261；Section 1261, Pub. L. 112—239；E.O. 13637, 78 FR 16129.

出典：特に明記しない限り、58 FR 39305, July 22。

## § 124.1 製造ライセンス契約及び技術援助契約

## (a) 承認

本副章の § 120.9(a) で定められる防衛役務が提供される可能性がある前に、防衛取引管理部の承認が取得されなければならない。前述の承認を取得するため、米国人は、契約書案を防衛取引管理部に提出しなければならない。それらの契約は、製造ライセンス契約、技術援助契約、販売代理店契約又は国外調達契約として一般的に特徴づけられるもので、防衛取引管理部の書面による事前の承認なしに、効力を生じてはならない。一旦承認されれば、契約で定められている防衛役務は、通常は、本副章の § 124.3 及び § 125.4(b)(2) に基づき、更なる輸出許可なしに提供することができる。本節の要求事項は、本副章の § 120.9(a) で定める防衛役務の遂行の中で技術資料が開示又は使用されるか否かに関わらず（例えば、防衛役務の遂行の中で米国人が依存するすべての情報が、公知であるか、さもなければ本副章の § 125.4 に基づき本副章の輸出許可要求事項から免除されている場合であっても）適用される。この要求事項は、外国の軍隊（正規軍及び非正規軍）の防衛物品の使用訓練にも適用される。そのような場合、技術援助契約が提出されなければならない。例外的に、防衛取引管理部は、書面による要請に応じて、本副章の § 125 のもとに輸出許可を与えることにより、本副章の § 120.9(a) で定める防衛役務の提供を承認することを考慮する。

## (b) 機密扱いの物品

機密扱いの防衛物品の引渡しに関わる認可された契約のコピーは、防衛取引管理部により国防総省の国防安全局に送達される。

## (c) 改訂

承認済の契約書の適用範囲の変更（修正、アップグレード又は期間延長を含む）については、承認のために提出されなければならない。その改訂は、防衛取引管理部により承認されるまで効力を生じてはならない。

## (d) 軽微な改訂

引渡し日程若しくは実施スケジュールのみを変更する改訂、又はその他の軽微な管理上の改訂（契約の有効期間又は本章の要求事項により当該契約の中に含めなければならない条項若しくは情報にかなる方法でも影響を及ぼさないもの）は、認可のために提出される必要はない。前述の軽微なすべての改訂のコピー1部を、これらが締結されてから30日後以内に防衛取引管理部に提出されなければならない。

(e) 契約書で示される条件により限定される場合を除いて、輸出許可により許可された輸出、再輸出、再移転、又は一時的輸入は、契約書、輸出許可申請書及び何らかの説明書において記載される品目、最終需要者、及び当事者に対するものである。DDTC は、申請者が、提出された契約書、説明書、及びその他の書類において行われた、或いはそれらの書類に関連して提示された主張に基づいて契約書を承認し、輸出許可を交付する。

[71 FR 20542, Apr. 21, 2006, as amended at 75 FR 52624, Aug. 27, 2010; 81 FR 35616, June 3, 2016]

## § 124.2 訓練及び軍事役務に対する適用除外

(a) 合法的に輸出された防衛物品又は輸出が認可された防衛物品の基本操作及び保守における訓練の同一の受取人への提供に関しては、技術援助契約は必要とされない。これには、中間メンテナンス及びデポレベルメンテナンスの訓練は含まれない。

(b) 外国の正規軍に派遣された米国人が、当該軍の一員として遂行される役務は、本副章の § 120.9 でいうところの防衛役務であるとはみなされない。

(c) NATO 加盟国、オーストラリア、日本及びスウェーデンについて、§ 124.2(a) で規定される基本的なメンテナンス訓練の適用除外及び本副章の § 125.4(b)(5) における基本的なメンテナンス情報の適用除外に加えて、次の基準を満たすことができる場合、メンテナンス訓練又はメンテナンスの実施（サポート

技術資料の輸出を含む) に対する技術援助契約は必要とされない。

- (1) 防衛役務が、合法的に輸出された若しくは輸出が認可された機密ではない米国原産の防衛物品であって、NATO 加盟国若しくは NATO 加盟国の連邦政府、オーストラリア、日本又はスウェーデンにより、及びそれらの国の在庫において所有若しくは稼働されるものに対する役務であること。
- (2) この防衛役務の除外条項は、本副章の § 123.15 及び § 124.11 に従って連邦議会への届出を必要とする防衛役務に関係する取引には適用されない。
- (3) メンテナンス訓練又はメンテナンスの実施は、不具合のある品目、部品又は部分品の点検、試験、較正又は修理（オーバーホール、再調整及び 1 対 1 の交換を含む）に限定されなければならない（ただし、当該防衛物品の性能又は能力を高める改造、強化、アップグレード又はその他の形態の変更若しくは改良については除外する）。これは、メンテナンス訓練又はメンテナンスの実施であって、結果として防衛物品の信頼性又は保守性においてのみ強化又は改良を生じさせるもの（例えば、平均故障時間（MTBF）の増大）については除外しない。
- (4) 支援技術資料は機密でないものでなければならず、かつ、コンピュータソフトウェアの設計若しくは詳細についてのソフトウェア説明書、ソフトウェアのソースコード、設計手法、エンジニアリング解析又は製造ノウハウ（例えば、下記の (c) (4) (i) から (c) (4) (iii) 項で記述されるもの）を含んではない：
  - (i) 設計手法（例えば、以下に例示するもの）：
 

基礎的エンジニアリング手法及び利用されている設計理念（すなわち、特定の設計意思決定、エンジニアリング機能又は性能要件に対する論理的根拠を説明する“why[何故]”又は情報）；エンジニアリングの経験（例えば、学んだ教訓）；並びに論理的根拠及び関連データベース（例えば、設計許容度、安全係数、構成部品の寿命予測、故障解析基準）であって、防衛物品の動作要件（例えば、性能、機械的要件、電気的要件、電子的要件、信頼性及び保守性）を確立するもの。
  - (ii) エンジニアリング解析（例えば、以下に例示するもの）：
 

防衛物品の動作要件に対する性能を設計又は評価するために使用される解析手法及び解析ツール。解析手法及び解析ツールには、モックアップ、コンピューターモデル及びシミュレーションの開発及び／又は使用、並びに試験設備を含む。
  - (iii) 製造ノウハウであって、以下に例示するもの：
 

詳細設計を設計要件を満たした国防機器の完成品に変換するのに必要な詳細な製造プロセス及び製造技術を提供する情報。
- (5) この防衛役務の除外条項は、以下の防衛物品のためのメンテナンス訓練又はメンテナンスの実施及びサービスの実施又はサポート技術資料の移転には適用されない：
  - (i) ミサイル技術規制レジーム附属書のすべての品目；
  - (ii) カテゴリー I にリストされる火器；及び カテゴリー I に掲げる火器のための カテゴリー III にリストされる弾薬；
  - (iii) [Reserved]
  - (iv) USML の カテゴリー VI 及び USML の カテゴリー XX でリストされる海軍用原子力推進装置；
  - (v) カテゴリー VI (f) 及び VIII (b) で対象とするガスタービンエンジンのホットセクション[燃焼ガスに常時曝される高温部分]；
  - (vi) カテゴリー VIII (f) ；
  - (vii) カテゴリー XII (c) ；
  - (viii) カテゴリー XIV (a) でリストされる化学剤、 カテゴリー XIV (b) に掲げる生物剤、並びに カテゴリー XIV (c) でリストされる装置（ カテゴリー XIV (a) 及び (b) でリストされる化学剤及び生物剤の散布用のもの）；
  - (ix) [Reserved]
  - (x) カテゴリー XV ；
  - (xi) [Reserved]
  - (xii) USML の カテゴリー XX で対象とされる潜水艦及び半潜水艦並びに関連物品；又は
  - (xiii) カテゴリー XXI で対象とするその他の物品。
- (6) 外国人の適格性基準
 

本除外条項のもとで技術資料又はメンテナンス訓練を受けることが適格な外国人は、NATO 加盟国、

オーストラリア、日本又はスウェーデンの国民に限られる。

[58 FR 39305, July 22, 1993、改正 65 FR 45283, July 21, 2000; 66 FR 35899, July 10, 2001; 71 FR 20543, Apr. 21, 2006 ; 78 FR 40933, Jul. 08, 2013 ; 79 FR 47, Jan. 02, 2014 ; 81 FR87429, Dec. 5, 2016]

### § 124.3 契約を推進するための技術資料の輸出

#### (a) 機密ではない技術資料

米国税関国境警備局又は米国郵政当局は、輸出が、防衛取引管理部（DDTC）により書面で認可された製造ライセンス契約又は技術援助契約を推進するためのものであって、その技術資料が関連する契約の範囲又は制限を超えない場合、輸出許可がなくても、機密でない技術資料の輸出を許可するものとする。機密ではない技術資料であって、契約の条件を超える可能性があるものの輸出については、DDTC の認可を取得しなければならない。

#### (b) 機密扱いの技術資料

認可された製造ライセンス契約又は技術援助契約（機密扱いの情報の伝達について規定するもの）を推進するための機密扱いの情報の輸出については、次に該当する場合、防衛取引管理部の更なる認可を必要としない：

- (1) 米国側当事者が、その機密扱いの情報が当該契約の中の技術上又は製品上の制限を超えないことを、国防総省の通達当局に対し証明する場合；及び
- (2) 米国側当事者が、機密扱いの情報の伝達に関する国防総省の国家産業セキュリティプログラム運用マニュアルの要件を順守している場合（ただし、この要件が防衛取引管理部により提供されるガイダンスと直接対立している場合を除く、この場合には後者のガイダンスに従わなければならない）並びにその他の米国の管轄省庁又は管轄機関の要求事項に従っている場合。

[58 FR 39305, July 22, 1993、改正 68 FR 61102, Oct. 27, 2003; 70 FR 50963, Aug. 29, 2005; 71 FR 20543, Apr. 21, 2006]

### § 124.4 防衛取引管理部への署名済の契約書の預託

(a) 製造ライセンス契約又は技術援助契約の米国側当事者は、当該契約の効力が生じてから 30 日後以内に、締結された契約のコピー 1 部を、防衛取引管理部に提出しなければならない。その契約が認可日の 1 年以内に締結されない場合、防衛取引管理部に書面で届け出るとともに、本項の要求事項又は § 124.5 の要求事項が満たされるまで、その契約の状況について継続して報告しなければならない。

(b) 締結された契約であって、米国原産の防衛物品の米国外での協同生産又はライセンス生産に関係する契約の場合、防衛取引管理部に締結された契約書を提出する際に、以下の内容を含む書面による申告書が添付されなければならない：

- (1) 関与する外国、国際組織又は外国企業の特定；
- (2) 製造が認可された物品の説明及び見積り価額並びに製造が認可された物品の見積り数量；
- (3) 外国で製造された物品の第三国への移転に対する制限事項の説明；並びに
- (4) そのような契約が、国外で製造された物品の数量とその外国におけるこれらの処分について米国側がアクセス及び検証できるようにしていない場合、製造数量及び第三国への移転に関する契約上の制限事項を順守することを確実にするための代替手段及び管理の説明。

[62 FR 67276, Dec. 24, 1997、改正 71 FR 20543, Apr. 21, 2006]

### § 124.5 締結されなかった契約案

申請された製造ライセンス契約又は技術援助契約の米国側当事者は、契約を締結しないとの決定がされた場合、防衛取引管理部に通知しなければならない。その情報は、決定日から 60 日後以内に提出しなければならない。これらの要求事項は、締結される予定であった当該契約について防衛取引管理部の認可が（条件付き或いは無条件で）取得されていた場合にのみ適用される。

[71 FR 20543, Apr. 21, 2006]

#### § 124.6 製造ライセンス契約及び技術援助契約の終結

製造ライセンス契約又は技術援助契約の米国側当事者は、間近に迫った契約の終結について、当該契約の失効日より 30 日以上前までに防衛取引管理部に書面で通知しなければならない。

[71 FR 20543, Apr. 21, 2006]

#### § 124.7 すべての製造ライセンス契約及び技術援助契約で必要とする情報

(a) 以下の情報は、すべての申請される製造ライセンス契約及び技術援助契約に含めなければならない。その情報は、できる限り正確な言葉で提出されなければならない。ある条項又は要求されている情報が関連性がないか不要であると申請者が考える場合、申請者はその条項又は情報の省略を要求することができる。契約書に添付する送付状に、その条項又は要求されている情報における変更案についての根拠を記載しなければならない。

- (1) 契約書には、製造される防衛物品及び輸出されるすべての防衛物品（試験装置及び支援装置又は先端材料を含む）を記載しなければならない。それらは、軍事名称、契約番号、米国物品管理番号、銘板データ又はその他の特定の情報によって記載されなければならない。補足の技術資料又はパンフレットは、コピーを 7 部提出しなければならない。その契約書でリストされる防衛物品のみが、本副章の § 123.16(b)(1) の除外条項のもとに輸出することができる。
- (2) 契約書には、提供される技術援助及び技術資料（関連する設計及び製造のノウハウを含む）並びに与えられる製造権について明確に記載しなければならない；
- (3) 契約書には、その期間を明記しなければならない；並びに
- (4) 契約書には、生産、製造、加工、販売又はその他の形態の移転がライセンスされる国々又は地域について明確に特定しなければならない。

[58 FR 39305, July 22, 1993, as amended at 81 FR 54736, Aug. 17, 2016]

#### § 124.8 製造ライセンス契約及び技術援助契約の双方で必要とする条項

(a) 以下の声明が、製造ライセンス契約及び技術援助契約の双方に含まれていなければならない：

- (1) “本契約は、米国政府国務省の書面による事前の認可がなければ、効力を生じないものとし、かつ、改訂又は延長されないものとする。”
- (2) “本契約は、輸出関連のすべての米国の法律及び規則の対象であり、かつ、当該法律及び規則に基づく米国政府のすべての行政行為の対象である。”
- (3) “本契約の当事者は、本契約に含まれる義務が、従前の契約又は下請け契約（その当事者が個々に或いは連帯して米国政府と締結する可能性がある契約）によって生じるいかなる義務の履行にも影響を及ぼさないものとするに同意している。”
- (4) “私的に所有された特許権又は所有権（国内か外国かを問わない）の何らかの侵害の可能性に関して、米国政府が本契約書を承認したことを理由に、いかなる責務も米国政府が負担したり、米国政府に帰せられたりするものではない。”
- (5) “本契約を推進するために米国から輸出される技術資料又は防衛役務、並びに当該技術資料又は防衛役務から製造又は生産される可能性がある防衛物品は、§ 126.18 に基づく場合、本契約書の中で明確に認可されている場合、又は国務省の事前の書面による認可が取得されている場合を除いて、外国人に移転してはならない。”
- (6) “本契約の中で米国政府及び国務省に言及しているすべての条項は、本契約の終結後も引き続き当事者に対する拘束力を有するものとする。”

(b) [Reserved]

[58 FR 39305, July 22, 1993, as amended at 76 FR 28177, May 16, 2011; 81 FR 35616, June 3, 2016;

81 FR 54736, Aug. 17, 2016]

## § 124.9 製造ライセンス契約においてのみ必要とする追加条項

## (a) すべての製造ライセンス契約に対する条項

以下の条項が、製造ライセンス契約においてのみ含まれていなければならない：

- (1) “ライセンスされた物品のいかなる輸出、販売、移転又はその他の処分も、本契約で製造又は売却がライセンスされた地域以外の仕向国には、米国政府の事前の書面による認可がなければ認可されない（ただし、米国政府により別途除外されている場合を除く）。ライセンスされた物品の販売又はその他の移転は、本契約で製造又は販売がライセンスされた国の政府、並びに当該政府との契約に従ってライセンスされた物品を調達することを求める民間の事業者に限定されるものとする（ただし、米国政府の書面による事前の認可が取得されている場合を除く）。”
- (2) “米国政府を通して締結された契約のもとでの実施権者又はそのサブライセンシーによる販売には、米国政府がロイヤリティフリーのライセンスを持っている特許権に係る費用、又は米国政府が使用権及び他のものに開示する権利を持っている資料、公知の資料、若しくは米国政府が自らの使用及び他の者への開示に何の制限もなしに取得した若しくは取得する権利を有する資料に係る費用のいずれも含まないことが合意されている。”
- (3) “米国政府がライセンスされた物品の製造、使用又は販売に含まれる技術資料又は特許の使用のために実施権許諾のロイヤリティ、料金又はその他の費用を支払う義務を負っているか、義務を負うようになる場合、米国政府を通して引き出される資金で、実施権者又はそのサブライセンシーからそのようにライセンスされた物品を購入することに関連するロイヤリティ、料金又はその他の費用は、米国政府が実施権許諾者に直接支払う義務を負ったであろう総額を超えてはならない。”
- (4) “米国政府がライセンスされた物品の設計及び開発に財政上又はその他の貢献を行った場合、米国政府を通して引き出される資金で、実施権者又はサブライセンシーから当該物品を購入することに関連する、当該品目に関する技術援助又はノウハウに対するいかなる費用も、米国政府の貢献を反映して比例的に減額されなければならない、また、本節の(a)(2)及び(3)項の規定に従って、米国政府の資金による当該物品の購入に対して、その他のいかなるロイヤリティ、料金若しくはその他の費用を課してはならない。しかし、当該資料の提供に付随する妥当な複製費用、取扱手数料、郵送費又は同様の事務費については、費用を支払うことができる。”
- (5) “本契約の当事者は、本契約に基づくライセンスされた物品の販売又はその他の移転についての年次報告（数量、種別、米国ドル価額及び購入者名若しくは受取人名の報告）が、（申請者又は実施権者）により国務省に提出されなければならないことに合意する。”この条項は、どの当事者が年次報告を提出する義務があるのかを明記しなければならない。この報告は、実施権者により直接的に提出されるか、実施権許諾者を通して間接的に提出することができ、暦年度又は会計年度を対象とすることができる。報告書は、国務省による機密情報とみなされるものとし、権限のないものに開示されない。本副章の§ 126.10(b)を参照のこと。
- (6) （実施権者）は、ライセンスされた物品が売却されるか、又はその他移転される場合はいつでも、契約書、**コマーシャル**インボイス又はその他のしかるべき書類の不可欠な条項として次の声明を盛り込むことに同意する：

これらの品目は米国政府により規制されており、ここで特定されている最終荷受人又は最終需要者による使用のために最終仕向国に向けてのみ輸出することが認可されている。それらは、他のいずれの国にも或いは認可された最終荷受人若しくは最終需要者以外のいかなる者にも、それらの元々の形態であろうと、他の品目に組み込み後のいずれであっても、最初に米国政府からの承認を取得することなく或いは米国の法及び規則により別途認可されることなく、再販売、移転、又はその他の方法で処分してはならない。

~~これらの物品は（最終仕向国又は認可された販売地域）に向けてのみ、米国政府により輸出が認可されている。これらの物品は、米国国務省の書面による事前の認可がなければ、当該物品のもともとの形態においても或いは中間プロセスを通して他の最終製品に組み込まれた後であっても他の国において、再販、転用、移転、積み替え、又はその他処分がされてはならない。~~

## (b) 重要軍用装備品に関する契約に対する特別条項

重要軍用装備品の製造に対する契約に関して、以下の付加条項がその契約に含まれていなければならない：

- (1) “必要事項が全て記入された非移転使用証明書（DSP-83）が、外国の最終需要者により作成されなければならない、何らかの移転が行われる前に米国国務省に提出されなければならない。”
- (2) “認可された販売地域外の者又は政府に対して販売又はその他の方法によりライセンスされた物品を移転するための購買契約を締結する前に、米国政府の書面による事前の認可が取得されなければならない。”

[58 FR 39305, July 22, 1993, as amended at 81 FR 54736, Aug. 17, 2016]

#### § 124.10 非移転使用誓約書

##### (a) 誓約書を必要とする契約の種類

重要軍用装備品又は機密扱いの防衛物品（機密扱いの技術資料を含む）に関連する製造ライセンス契約又は技術援助契約に関して、申請者及び外国の当事者により署名された非移転使用誓約書（様式 DSP-83）（本副章の § 123.10 を参照のこと）が防衛取引管理部に提出されなければならない。機密扱いの物品（機密扱いの技術資料を含む）に関わるすべての契約に関して、防衛取引管理部がこの要求事項に対する適用除外を与えない限り、外国政府の権限が与えられた代表者は、DSP-83 に署名しなければならない（或いは、外交文書の形式で同様の誓約書を提出しなければならない）。防衛取引管理部は、軍用重要装備品又は機密扱いの防衛物品に関係しない契約に関連して、DSP-83 が提出されることを要求する場合がある。防衛取引管理部は、また、何らかの契約に関連して、外国当事者の政府のしかるべき当局者が、DSP-83 に署名すること（又は、外交文書の形式で同様の誓約書を提出すること）についても要求する場合がある。

##### (b) 誓約書の提出時期

様式 DSP-83 及び／又は外交文書の提出は、以下の通りに行わなければならない：

- (1) 防衛取引管理部に提出される前に、すべての当事者により署名された契約書は、必要とする DSP-83 及び／又は外交文書と一緒にのみ提出することができる。
- (2) 契約書が提出される前に、すべての当事者により署名されなかった場合、必要とする DSP-83 及び／又は外交文書は、署名された契約書と一緒に提出されなければならない。

##### (b) 項の注釈：

いかなる場合であっても、必要とする DSP-83 及び／又は外交文書が防衛取引管理部に提出される前に、移転が起きてはならない。

[59 FR 29951, June 10, 1994, 改正 71 FR 20543, Apr. 21, 2006]

#### § 124.11 武器輸出管理法の § 36(d) に基づく連邦議会への証明

(a) 武器輸出管理法では、重要軍用装備品（本副章の § 120.7 を参照のこと）のドル価額に関わらず、いずれかの国と締結された、あらゆる品目の国外での製造のための製造ライセンス契約又は技術援助契約（それぞれ、§ 120.21 及び § 120.22 で定義されている）の認可を与えるのに先立って、証明書が連邦議会に提出されることを義務付けている。さらに、主要防衛装備品（本副章 § 120.8 で定義している）の輸出について規定する製造ライセンス契約又は技術援助契約についても、本副章の § 123.15 の要求事項に合致する場合、証明を必要とするものとする。

(b) 米国の国家安全保障上の国益において契約の即時の認可を要する緊急事態が存在しない限り、北大西洋条約機構、当該組織の加盟国、又はオーストラリア、イスラエル、日本、ニュージーランド若しくは大韓民国に關係する 22 U. S. C. 2776(d) (1) で義務付けている証明を連邦議会が受け取ってから暦日で少なくとも 15 日が経過するまで、或いはその他の国については暦日で少なくとも 30 日が経過するまでは認可は与えられないものとする。連邦議会が輸出を禁止する両院合同決議を成立した場合、認可を与えることはできない。

- (c) 本節及び § 123.15 で定める状況において、本副章に掲げる除外条項に基づいて防衛物品及び防衛役務を輸出しようとする者は、防衛取引管理部に書面による届出を提出し、且つその届出には署名された契約書及び申請者、外国の荷受人及び最終需要者により署名された DSP-83 を含めなければならない。

[70 FR 34654, June 15, 2005 ; 77 FR 16599 Mar. 21, 2012]

#### § 124.12 送付状で必要とされる情報

- (a) 外国の者との製造ライセンス契約又は技術援助契約の認可申請書には、説明書を添付しなければならない。原本の説明書と説明書のコピー 7 部並びに契約書案のコピー 8 部を防衛取引管理部に提出しなければならない。その説明書には以下の内容を含めなければならない：
- (1) 申請者の防衛取引管理部登録番号を与える記述。
  - (2) 実施権者及び契約の範囲を特定する記述。
  - (3) 米国政府との契約（これをもとに装置又は技術資料が創出、改善又は開発され、且つ、米国政府に供給されるもの）を特定する記述、並びに、その装置又は技術資料が米国政府への入札若しくはその他の提案から得られたものであるか否かの記述。
  - (4) その装置又は技術資料の軍の機密区分を与える記述。
  - (5) 米国特許商標庁により発行された発明秘密保持命令で対象とされる装置又は技術資料のいずれかの内容を開示する特許出願を特定する記述。
  - (6) 契約の実際の価額又は見積り価額についての記述（契約又はそれらの修正契約を推進するために輸出される全ての防衛物品の見積り価額を含む）。この価額が 50 万ドル以上である場合、本副章の § 130 に従って、政治献金、料金又は報酬の支払いに関して追記しなければならない。
  - (7) 当該契約に資金を調達する際に、何らかの対外有償軍事援助信用貸し又は融資保証が含まれているか否か又は含まれることになるか否かを示す記述。
  - (8) その契約書には、含まれている機密扱いの情報を記述しなければならない。その情報を機密扱いとした米国政府当局の所在地及び電話番号を、国防総省の様式 DD254 により特定しなければならない。
  - (9) 機密扱いの情報の輸出を必要とする可能性がある契約について、米国の契約当事者の施設に対して責任を有している防衛安全局防衛捜査局の保安管轄事務所を特定しなければならない。米国側当事者の施設の機密事項取り扱い資格コード [facility security clearance code] についても提出しなければならない。
- (b) 送付状の中で、以下について記述しなければならない：
- (1) “この契約が国務省により承認された場合、その承認は独占禁止法又はその他の適用される制定法の観点からこの契約の適法性が認められたものとして（申請者）によって解釈しないし、（申請者）は、国務省の認可を、契約当事者間のビジネス条件の承認又は非承認に当たるものとして解釈しない。”
  - (2) “（申請者）は、契約書案について、国務省により承認されるまで、効力を生じさせることを容認しない。”
  - (3) “（申請者）は、その契約が締結された日から 30 日以内に署名された契約書（若しくは修正契約書）のコピー 1 部を国務省に提出し、また、満了日の 30 日前までに契約の終結を国務省に通知し、さらに、外国側の権利の継続に関する情報又は外国の当事者への技術資料の流れに関する情報を提出する。契約書案を締結しないとの決定が行われた場合、申請者は 60 日以内に国務省にそのことを通知する。”
  - (4) “本契約がサブライセンスの権利を許諾する場合、米国政府及び国務省に言及する基本契約のすべての条項（すなわち、22 CFR 124.8 及び 124.9 ~~22 CFR 124.9 及び 124.10~~）を、すべての再実施許諾の取決めに盛り込むことを要求するために、本契約は修正される。”

[58 FR 39305, July 22, 1993, as amended at 71 FR 20543, Apr. 21, 2006; 72 FR 71786, Dec. 19, 2007; 81 FR 35617, June 3, 2016; 81 FR 54736, Aug. 17, 2016; 81 FR 87430, Dec. 5, 2016]

## § 124.13 外国における米国人による調達（国外調達）

本副章の § 124 における他の条項にもかかわらず、防衛取引管理部門は、以下を条件として、防衛物品の国外調達のための機密でない技術資料の外国の者への輸出について、輸出許可（様式 DSP-5）により認可するものとする：

(a) 国外調達のための契約又は購入注文書は、生産される防衛物品の、米国に所在する者又は米国政府機関のみへの引渡しに限定される；並びに

(b) 防衛物品の外国での製造で使用される米国原産の技術資料は、ビルドトゥープリント生産方式（ビルドトゥープリント [build-to-print] とは、技術図面及び仕様書（加工情報若しくはノウハウの情報を含まない）から、最終製品（すなわち、システム、サブシステム若しくは部分品）を、追加の技術援助を必要とすることなく、製造することをいう）で入札するために必要な限度を超えないこと。補足書類（例えば、受入基準、数値制御工作機械のオブジェクトコードソフトウェア）の提供は許される。ビルドトゥープリントには、設計手法、エンジニアリング解析、詳細プロセス情報又は製造ノウハウを開示するいかなる情報の提供も含まない；並びに

(c) 米国に所在する者と外国の者との間の契約又は購入注文書は：

(1) 契約又は購入注文書のみで必要とされる防衛物品の製造のための技術資料の使用に限定すること；並びに

(2) 他の者（同じ国の中の下請け業者を除く）への資料の開示を禁止すること；並びに

(3) その資料におけるいかなる権利についても、外国の者による取得を禁止すること；並びに

(4) その契約又は購入注文書に基づく引渡しのための装置の製造が認可された国に所在する外国の者の間の下請け契約に、この (c) 項のすべての制限事項を含むことを規定すること；並びに

(5) 契約又は購入注文書に基づいて輸出されたすべての技術資料について、これらの条件が完了次第、破棄するか、米国に所在する者に返送することを、外国の者（下請け業者を含む）に要求すること；並びに

(6) 国外で製造された防衛物品を、米国に所在する者又は米国政府機関にのみ引き渡すことを義務付けること；並びに

(d) 米国に所在する者は、国外調達に関するそれぞれの契約書、購入注文書又は下請け契約書のコピー1部を、受け取った時点で、防衛取引管理部門に提出すること。前述のそれぞれの契約書、購入注文書又は下請け契約書は、製造される物品を明確に特定しなければならず、また、輸出許可証の番号又は除外条項（それをもとに技術資料が輸出されたもの）を特定しなければならない。

(e) 本節に従って発行された輸出許可証は、国外調達が、最初に承認された輸出許可の有効期間を超えて延長されることになる場合、その失効の前に更新されなければならない。すべての場合において、国外調達のための輸出許可証には、その目的として、以下の記述をしなければならない：

“ITAR（§ 124.13 を含む）で制定された条件に基づく国外調達であり、

この技術資料について、他のいかなる使用も行われぬ。”

国外調達の約定に含まれる技術資料が、本副章の輸出許可要求事項から別途除外されている場合（例えば、§ 126.4）、本節の最初の文の中で言及されている DSP-5 は不要である。しかし、輸出者は本節の他の要求事項に従わなければならない。国外調達活動について毎年、防衛取引管理部門に書面による証明書を提出し、除外条項（これをもとに当該技術資料が輸出されたもの）を引用しなければならない。本副章の § 125.4 における除外条項は、国外調達の取決めを締結するために使用してはならない。

[58 FR 39305, July 22, 1993, as amended at 64 FR 17534, Apr. 12, 1999; 71 FR 20543, Apr. 21, 2006]

## § 124.14 米国国外の倉庫又は流通拠点への輸出

(a) 契約

防衛物品の貨物保管及び流通のための米国人と外国人との Agreement [契約]（例えば、contracts [契約]）については、それらが効力が生じる前に防衛取引管理部門により承認されなければならない。その契約は、

機密でない防衛物品に限定され、特別な流通、最終用途及び報告に関する条件を含まなければならない。本副章の § 123. 16(b) (1)における除外条項が適用できない限り、防衛物品の輸出を行う前に、その契約に基づく輸出許可が取得されなければならない。

(b) 必要な情報

申請される貨物保管及び流通の契約（及びこれらの修正契約）は、承認のために防衛取引管理部に提出されなければならない。そのすべての契約には以下の情報が含まれていなければならない：

- (1) 米国軍需品リストで対象とする防衛物品（試験装置及び支援装置を含む）の説明。  
適用される場合、これには、軍事名称、連邦物品管理番号、銘板データ、及び管理番号（これをもとに防衛物品が米国政府により開発又は調達されたもの）を含めなければならない。この契約に明確にリストされた防衛物品のみが、本副章の § 123. 16(b) (1)における除外条項のもとに輸出することができる。
- (2) 防衛物品が輸出及び流通される条件の詳細な説明；
- (3) 契約案の期間；
- (4) 流通地域を構成する国又は国々の明確な特定。  
流通は、これらの国々の政府、又は流通地域内の政府との契約に基づいて防衛物品を調達しようとしている民間事業者、又は防衛取引管理部により指定されるその他の適格な事業者に明確に限定されていなければならない。従って、この条件からのいかなる逸脱であっても、十分に説明し、正当性を示さなければならない。非移転使用証明書（DSP-83）は、§ 124. 9(b)のもとでのライセンス契約で要求されているのと同程度において要求される。

(c) 必要な記述

すべての貨物保管及び流通契約書に以下の記述が含まれていなければならない：

- (1) “本契約は、米国政府国務省の書面による事前の認可がなければ、効力を生じないものとし、かつ、改訂又は延長してはならない。”
- (2) “本契約は、輸出関連のすべての米国の法律及び規則の対象であり、かつ、当該法律及び規則に基づく米国政府のすべての行政行為の対象である。”
- (3) “本契約の当事者は、本契約に含まれる義務が、従前の契約又は下請け契約（その当事者が個々に或いは連帯して米国政府と締結する可能性がある契約）によって生じるいかなる義務の履行にも影響を及ぼさないものとするに同意している。”
- (4) “私的に所有された特許権又は所有権（国内か外国かを問わない）の何らかの侵害の可能性に関して、米国政府が本契約書を承認したことを理由に、いかなる責務も米国政府が負担したり、米国政府に帰せられたりするものではない。”
- (5) “本契約で対象とする防衛物品のいかなる輸出、販売、移転又はその他の処分も、流通地域外の国に対しては、米国国務省防衛取引管理部の書面による事前の承認がなければ、認可されない。”
- (6) “本契約の当事者は、本契約に基づくライセンスされた物品の販売又はその他の移転についての年次報告（数量、種別、米国ドル価額及び購入者名若しくは受取人名の報告）が、（申請者又は実施権者）により国務省に提出されなければならないことに同意する。”この条項は、どの当事者が年次報告を提出する義務があるのかを明記しなければならない。この報告は、実施権者により直接的に提出されるか、実施権許諾者を通して間接的に提出することができ、暦年度又は会計年度を対象とすることができる。報告書は、国務省による機密情報とみなされるものとし、権限のないものに開示されない。（本副章の § 126. 10(b) を参照のこと。）
- (7) （実施権者）は、本契約で対象とされる物品が売却されるか、又はその他移転される場合はいつでも、契約書、インボイス又はその他のしるべき書類の不可欠な条項として次の声明を盛り込むことに同意する：

“これらの品目は米国政府により規制されており、ここで特定されている最終荷受人又は最終需要者による使用のために最終仕向国に向けてのみ輸出することが認可されている。それらは、他のいずれの国にも或いは認可された最終荷受人若しくは最終需要者以外のいかなる者にも、それらの元々の形態であろうと、他の品目に組み込み後のいずれであっても、最初に米国政府からの承認を取得することなく或いは米国法及び規則により別途認可されることなく、再販売、移転、又

~~はその他の方法で処分してはならない。”~~

~~これらの物品は（最終仕向国又は認可された販売地域）に向けてのみ、米国政府により輸出が認可されている。これらの物品は、米国国務省の書面による事前の認可がなければ、当該物品のもともとの形態においても或いは中間プロセスを通して他の最終製品に組み込まれた後であっても他の国において、再販、転用、移転、積み替え、又はその他処分がされてはならない。~~

(8) “本契約の中で米国政府及び国務省に言及しているすべての条項は、本契約の終結後も引き続き当事者に対する拘束力を有するものとする。”

(9) 追加条項

契約で対象とする物品が実際に民間人又は民間の事業者には流通されることを目的としない限り（例えば、商業ベースでの再販のためのスポーツ用火器、金融及びビジネス用の暗号装置及びソフトウェア）、次の条項が、すべての貨物保管及び流通契約の中に含まれていなければならない：

“ライセンスされた物品の販売又はその他の移転は、米国国務省の書面による事前の認可が取得されていない限り、流通地域にある国の政府、並びに流通地域内の政府との契約に従ってライセンスされた物品を調達することを求める民間の事業者に限定されるものとする。”

(d) 重要軍用装備品に関する契約に対する特別条項

重要軍用装備品の貨物保管及び流通のための契約に関して、以下の付加条項がその契約に含まれていなければならない：

(1) 必要事項が全て記入された非移転使用証明書（DSP-83）が、外国の最終需要者により作成されなければならない、何らかの移転が行われる前に米国国務省に提出されなければならない。

(2) 認可された流通地域外の者又は政府に対して販売又はその他の方法によりライセンスされた物品を移転するための購買契約を締結する前に、米国国務省の書面による事前の認可が取得されなければならない。

(e) 送付状

外国の者との貨物保管及び流通契約書の承認をを求める請求は、送付状により行わなければならない。~~原本の送付状及び送付状のコピー7部及び契約書案のコピー7部を防衛取引管理部に提出しなければならない。~~送付状には以下の内容を含めなければならない：

(1) 申請者の防衛取引管理部の登録番号を与える記述。

(2) その契約の外国側当事者を特定する記述。

(3) その契約のもとに流通される防衛物品を特定する記述。

(4) 米国政府との契約（これをもとに装置が創出、改善、開発又は米国政府に供給されたもの）を特定する記述、並びに、その装置が米国政府への入札若しくはその他の提案から得られたものであるか否かの記述。

(5) いかなる機密扱いの防衛物品又は機密扱いの技術資料も含まれていないことの記述。

(6) 米国特許商標庁により発行された発明秘密保持命令で対象とされる装置又は技術資料のいずれかの内容を開示する特許出願を特定する記述。

(f) 要求される条項

送付状の中で、以下について記述しなければならない：

(1) “この契約が国務省により承認された場合、その承認は独占禁止法又はその他の適用される制定法の観点からこの契約の適法性が認められたものとして（申請者）によって解釈しないし、（申請者）は、国務省の認可を、契約当事者間のビジネス条件の承認又は非承認に当たるものとして解釈しない。”

(2) “（申請者）は、契約書案について、国務省により承認されるまで、効力を生じさせることを容認しない。”

(3) “（申請者）は、その契約が締結された日から30日以内に署名された契約書（若しくはこれらの修正契約書）のコピー1部を国務省に提出し、また、満了日の30日前までに契約の終結を国務省に通知する。契約書案を締結しないとの決定が行われた場合、（申請者）は60日以内に国務省にそのことを通知する。”

[58 FR 39305, July 22, 1993, as amended at 71 FR 20544, Apr. 21, 2006; 81 FR 54736, Aug. 17, 2016]

§ 124.15 カテゴリーXV：宇宙空間用の飛しょう体システム及び宇宙空間用の打上げ装置のもとに規制される防衛物品及び防衛役務に対する特別な輸出規制

(a) 本副章の § 121 の カテゴリーXV で規制される人工衛星若しくは関連品目又は本副章で規制されるあらゆる防衛役務であって、北大西洋条約機構（NATO）の加盟国又は米国の非 NATO 主要同盟国ではない国での打上げ、又はそれらの国の国民による打ち上げに関連するものについては、常に、本副章で義務付けられるその他の輸出管理に加えて、以下に該当する特別な輸出管理を必要とする：

- (1) すべての輸出許可及びその他の認可請求には、国防総省により認可された技術移転管理計画（TTCP）及び国家安全保障局により認可された暗号技術管理計画を必要とする。双方の機関との事前協議を反映した草案は、輸出許可申請書又は技術援助契約書案の提出物に添付されなければならない。さらに、§ 124.12 で義務付けられる送付状で、上記技術移転管理計画（TTCP）草案の作成に精通している米国政府当局者を特定しなければならない。技術移転管理計画（TTCP）では、輸出に関与する米国人又は米国の事業者が、その輸出当事者である外国人又は外国の事業者とのすべての打合せ及び交渉に先立って国防総省に通知するよう要求しなければならない。また、打上げから 30 日後以内に、その米国人又は米国の事業者が、この通知要求事項を順守したことを証明するよう要求しなければならない。
- (2) 米国人は、モニタリングについて国防総省と取決めをしなければならない。

そのようなモニタリングサービスの費用は、このサービスを受ける米国人により国防総省に全額償還されなければならない。§ 124.12 において義務付けられている送付状にも、上記の償還の取決めが国防総省と行われていることを記載しなければならない。これらの取決めが行われた具体的な国防総省の担当官を特定しなければならない。公法 105-261 で義務付けられているところにより、当該モニタリングは限定されるものではないが以下の内容を対象とする：

- (i) 技術的な協議及び業務（人工衛星、人工衛星の構成部品、ミサイル、その他の装置、打上げ用施設及び打ち上げ用の飛しょう体の設計、開発、運用、メンテナンス、改造及び修理を含む）；
- (ii) 人工衛星の整備及び打上げ活動（打上げ準備、人工衛星の輸送、人工衛星の打上げ用飛しょう体への統合、打上げ前の試験及び点検、人工衛星の打上げ、及び米国への装置の帰還を含む）；
- (iii) 打上げの失敗、遅延又は停止に関連する活動（打上げ失敗後の打上げロケット又は人工衛星に関する調査又は分析を含む）；並びに
- (iv) 打上げについての他のすべての側面。

(b) 本副章に基づいて規制される人工衛星又は EAR の対象となる人工衛星の打上げ失敗（爆発）の調査又は分析に関する必須の輸出許可：

外国からの打上げ失敗の場合（離陸後から適切な軌道に到達するまでの失敗を含む）－

- (1) この失敗後の調査又は分析に関連する米国人又は米国の事業者の活動は、引き続いて武器輸出管理法の § 38 のもとに制定されている規制（当該調査又は分析に参加する前の明示的承認に関する本副章のもとでの要求事項を含む）の対象となる（人工衛星又は人工衛星の構成部品の最初の輸出について輸出許可が本副章のもとに発行されていたか否かを問わない）；
- (2) 国防総省の担当官は、技術資料又は役務の認可されていない移転を防ぐ手段をとるため、調査又は分析に関連するすべての活動を監視しなければならない、また、米国人は本節の (a) (1) 及び (a) (2) 項で示される手続きに従わなければならない。

(c) 公法 105.261 では、NATO 加盟国又は非 NATO 主要同盟国の国々からの、又はこれらの国民による米国原産の人工衛星及び構成部品に対する特別な輸出規制の申請を義務付けていないとはいえ、それでもなお、米国の安全保障及び外交政策を推進するため、必要に応じて本副章のもとに義務付けられているその他の輸出規制に加えて、当該輸出規制が適用される場合がある。さらに、本副章のもとに規制される物品又は防衛役務のいずれかの仕向地への輸出について、米国の安全保障及び外交政策を推進するために、本節の (a) (1) 及び (a) (2) 項で特定される特別な輸出規制が適用されることを必要とする場合もある。

(d) 保険プロバイダー及び保険業者に対する必須の輸出許可：

保険の付保条件を得るため又は満たすための技術資料の輸出に対しては、本副章で適用される除外条項又は再実施許諾規定のいずれも使用してはならない。上記の輸出は、常に、本副章の関連条項によって適用される武器輸出管理法の § 3 及び § 38 の事前の認可及び再移転の要求事項の対象となる。

[64 FR 13681, Mar. 22, 1999]

§ 124.16 [Reserved]

[72 FR 71786, Dec. 19, 2007、改正 76 FR 28177, May. 16, 2011 ; 81 FR 35617, June 3, 2016]